



## 禁漁区

下記A～Eの区間は通年禁漁の区間です。違反した場合は6か月以下の懲役または10万円以下の罰金、もしくは遊漁規則等による罰則を科せられる可能性がありますのでご注意ください。



**A**

清流大橋上流の電場地内から高岡地内にかかる竜場頭首工の上流50mから下流100mの区域内



**B**

三条市北五百川地内から長野地内に架かる八木橋中心より上流200mから下流400mの区域内



**C**

三条市長野地内の守門川第2号堰堤の上流端より上流100m、下流端より下流200mの区域内



**D**

三条市早水地内の守門川第3号堰堤の上流端より上流50m、下流端より下流100mの区域内



**E**

三条市笠堀地内の笠堀ダム下流端より下流へ500mの区域内

五十嵐川漁業協同組合

〒955-0161 新潟県三条市高岡 651 TEL: 0256-38-4067 FAX: 0256-38-4182  
<http://www.ikarashigawa.com/>

五十嵐川水系

**FISHING  
MAP**  
for fishers

五十嵐川漁業協同組合



